

函 保 予  
令和7年(2025年) 1月14日

報道機関各位

市立函館保健所保健予防課長

市内における「伝染性紅斑」流行状況について

当保健所では、市内の定点指定医療機関から感染症の発生状況を定期的に報告いただき定点観測を行っております。伝染性紅斑が令和7年第1週の報告(速報値)において警報解除となりましたのでお知らせいたします。

記

1 伝染性紅斑報告状況

報告週	区分	報告数 (人)	定点あたり 報告数(人)	警 報 注意報
令和6年 第 49 週 (12/2~12/8)		10	1.67	
第 50 週 (12/9~12/15)		12	2.00	警報発令
第 51 週 (12/16~12/22)		20	3.33	警報継続
第 52 週 (12/23~12/29)		15	2.50	警報継続
令和7年 第 1 週 (12/30~1/5)		1	0.20	警報解除

定点医療機関数：5カ所

※基準値 警報開始基準値 定点あたり報告数2.00人  
警報継続基準値 定点あたり報告数1.00人  
警報発令となった場合は継続基準値を下回るまで継続します。

2 予防について

伝染性紅斑は、患者の咳やくしゃみに含まれるウイルスを吸い込む飛沫感染や、感染者と接触したことによる接触感染と考えられています。

予防等のためには、手洗いやマスクの着用、感染者との密接な接触を避けることなど感染予防に努めましょう。

全国、全道の発生状況につきましては下記のホームページで確認できます。

感染症疫学センター(国立感染症研究所)

<http://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

北海道感染症情報センター(北海道立衛生研究所)

<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>

感染症・難病担当

TEL 32-1540

FAX 32-1526